

(公 印 省 略)
淡路(県生)第742号
平成15年 2月21日

各 市町教育長 様

兵庫県淡路県民局長

受動喫煙の防止について

平素は、本県健康福祉行政の推進に多大な尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、「健康増進法」が平成14年8月2日に公布され、本年5月に施行される予定になっています。

法では、喫煙が健康に与える影響、とりわけ受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう)は喫煙習慣を持たない者にとって不快と感じられるだけでなく、肺がん、虚血性心疾患、肺機能障害等の危険性を増大させていること等に鑑み、同法第25条で「学校その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と規定されています。

特に成長期の子供にたばこが与える健康被害は成人に与える健康被害より大きいと言われており、また現在、県、市町、地域をあげて「健康ひょうご21大作戦」を展開し、たばこ対策は重点項目になっています。

貴職におかれましては、法律の趣旨等に則り、生徒等の健康を守るため、受動喫煙防止の対策を積極的に講じていただきますようお願いいたします。

なお、貴管下各学校等に対しましても、周知をお願いいたします。

記

- 1 職員室等子供が出入りする場所は、全面禁煙をお願いいたします。
- 2 父兄が参観日等で学校を訪れる際も、父兄の理解を得て、学校内における禁煙の呼びかけをお願いいたします。
- 3 全面禁煙が困難な場合にあつては、喫煙場所を設け、喫煙場所以外に煙が漂わないような措置をとったうえ、換気扇による換気設備を設置した空間分煙をお願いいたします。
(空気清浄機のみでは十分でないとの報告がありますので、ご留意をお願いいたします。)
- 4 子供に対する禁煙の徹底につきましては、従来から種々取り組んでいただいておりますが、子供の健康を守るため引き続き喫煙防止教育の強化充実をお願いいたします。

なお、喫煙はご承知のとおり「未成年者喫煙禁止法」第1条に違反します。

(照会先)

| | |
|--------------------------|--------------|
| 淡路県民局県民生活部洲本健康福祉事務所健康増進課 | 0799-26-2062 |
| 淡路県民局県民生活部津名健康福祉事務所健康課 | 0799-62-0181 |
| 淡路県民局県民生活部三原健康福祉事務所健康課 | 0799-52-0099 |